

青木幹勇顕彰基金設置条例

(設置の目的)

第1条 教育文化の振興をはかることを目的に、寄付金等を原資として青木幹勇顕彰基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計の予算に計上した額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 第1条の目的を達成するために必要な次の事業に、基金の全部又は一部を処分するものとする。

青木幹勇記念顕彰事業

その他町長が認めた事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土佐町議会平成24年第4回(12月)定例議会可決

青木幹勇記念館開館記念式典(平成24年11月3日)において、幹勇先生のご家族から、土佐町に対して多額のご寄付を頂きました。これを受けて土佐町では基金を設立致しました。



西村土佐町長式辞



左から町長、青木潤様(幹勇先生長男)、青木昭作様(幹勇先生弟)



金岡議長祝辞



県教育委員会永野参事祝辞